|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国際連合 | CRCPD/C/MNG/CO/2-3 |
| United Nations logo | **障害者の権利に関する条約** | 配布：一般2023年10月5日オリジナル英語 |

**障害者権利委員会**

 モンゴルの第2・3回定期報告に対する総括所見[[1]](#footnote-1)\*

 I. はじめに

1. 委員会は、2023年8月17日と18日に開催された第658回および第659回会合[[2]](#footnote-2)において、モンゴルの第2回および第3回合併定期報告[[3]](#footnote-3)を検討した。委員会は、2023年9月4日に開催された第681回会合で本総括所見を採択した。

2. 委員会は、委員会の報告ガイドラインに従って作成された、また委員会が作成した報告前質問事項[[4]](#footnote-4)に応えた、モンゴルの第2回および第3回報告、および追加情報を歓迎する。

3. 委員会は、多様かつ多部門の、関連する政府省庁の代表を含む締約国代表団との間で行われた実りある率直な対話を高く評価する。委員会は、対話の後に締約国から提出された書面による情報を歓迎する。

 II. 肯定的な側面

4. 委員会は、盲人、視覚障害者、その他印刷物の利用に障害のある人の出版物へのアクセスを容易にするマラケシュ条約の2016年の批准、および、以下の採択と設立に感謝の意を表する：

 (a) 2016年の障害者権利法の採択；

 (b) 2021年の障害者雇用に関する労働法の改正；

 (c) 2018年から2022年までの、障害のある人の人権、参加、開発を促進する国内プログラムの採択；

 (d) 2016年の障害者指導委員会、障害者権利擁護全国協議会（National Council for the Protection of Persons with Disabilities）、各省庁の小委員会、首都と県（provinces）の支部協議会の設立；

(e) 2016年の労働・社会保護省への、障害児保健・教育・社会保護中央委員会の設置；

 (f) 2018年の障害者能力開発総合機構（General Authority for the Development of Persons with Disabilities）の設立；

 (g) 2023年のモンゴル手話言語に関する法律を制定するための作業部会の設置。

 III. 主な懸念事項と勧告

 A. 一般原則と義務（第1～4条）

5. 委員会は懸念を持って次のことを指摘する：

 (a) モンゴル憲法には障害を理由とする差別に関する規定がなく、障害関連の法律や政策はまだ条約に完全に沿ったものになっていない；

 (b) 締約国では、法律、規制、慣行において、障害の医学的モデルが依然として普及しており、障害のある人の社会への包摂を妨げ、適切なサービスや支援へのアクセスを制限することにより、悪影響を及ぼしている；

 (c) 政策立案者、裁判官、検察官、教師、医療、保健、その他障害のある人と関わる専門職の間で、条約で認められている権利についての認識が不足している。

6. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **条約に沿った障害を理由とする差別に関する規定を盛り込むために、自国の法律を改正し、また、障害のある人を他の者と同等の権利者として認め、障害のある人の代表団体、特に障害のある女性、知的障害のある人および精神（psychosocial）障害のある人との緊密な協議および積極的な関与を確保することを含め、すべての国内政策を条約と調和させる；**

(b) **すべての国内法および政策を見直し、国内法に障害の人権に基づくモデルを導入すること、および障害のある人に対する法的および環境的障壁の評価、ならびに障害のある人の自立した生活およびその完全な社会的包摂を促進するために必要な支援および援助の提供を目的とする制度を確立することを含め、条約と調和させること；**

(c) **障害のある人を代表する団体を通じた障害のある人との緊密な協議と積極的な関与の下に、この条約に基づく障害のある人の権利および締約国の義務について、公共政策立案者、裁判官、検察官、教師、医療、保健および障害のある人とともに働くその他の専門職のための能力開発プログラムを提供する。**

7. 委員会は懸念している

 (a) 障害者権利擁護全国協議会（すべてのレベルの）、および障害者能力開発総合機構の効果的な調整と運営を確保するための適切な措置が欠如していること；

 (b) 障害のある人の人権、参加、開発を促進するための国家プログラム（2018年～2022年）を実施するための予算配分の不足、部門横断的な協力や措置が不十分であること。

8. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **国内法を条約と調和させ、部門間の相乗効果および障害のある人の人権の促進を確保するための措置をとることにより、全国および地方支部協議会を含むすべてのレベルにおける障害者権利擁護全国協議会および障害者能力開発総合機構の効果的な役割、調整および運営を確保し、意思決定への障害のある人、特に障害のある女性およびその代表団体の有意義な参加を増大させるために必要な措置をとる；**

(b) **障害のある人の人権、参加、開発を促進するための国家プログラムを実施し、その実施の監視を確保し、国家プログラムを2022年以降に延長するために、予算配分を増やし、効果的な分野横断的協力を確保するために必要な措置を採択する。**

9. 委員会は、障害関連の法律、政策、プログラムに関する意思決定プロセスにおいて、多様な障害者団体を含む代表団体を通じた障害のある人の参加が不十分であることを懸念する。

10. **委員会は、一般的意見 No.7 (2018)を想起し、締約国に対し、公的な意思決定プロセスにおいて、障害のある人の代表組織を通じて障害のある人が積極的に関与するためのメカニズムを強化し、実施すること、および、障害のある子ども、知的障害のある人、精神障害のある人、インターセックスの障害のある人、障害のある女性、障害のある難民および移民、****自閉症者、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルおよびトランスジェンダーの障害のある人ならびにより高いレベルの支援を必要とする障害のある人を含む、障害のある人のあらゆる組織の緊密な協議と有意義な参加を確保することを勧告する。**

 B. 具体的な権利（第5～30条）

 平等と非差別（第5条）

11. 委員会は懸念をもって次のことを指摘する：

 (a) 締約国は、障害に関する具体的な包括的差別禁止法を制定する措置をまだ講じていないこと。また、障害のある人に対する差別の法的定義を政策と法律の主流とし、民事、行政、刑事手続において適切かつ効果的な法的救済と制裁を提供するための措置をまだ講じていないこと；

 (b) 生活のあらゆる分野における合理的配慮の拒否が、障害のある人に対する差別の一形態として認められていないこと；

 (c) 法律や政策において、特に障害、年齢、ジェンダー、民族、宗教、言語、国籍、移民資格を理由とする、障害のある人に対する差別の複合的・交差的形態が認識されていないこと。

12. **委員会は、一般的意見第6号（2018年）および持続可能な開発目標のターゲット10.2および10.3を想起し、締約国に勧告する：**

(a) **ハラスメント、虐待、合理的配慮の拒否、複合的・交差的差別など、障害を理由とする直接的・間接的差別に対する平等かつ効果的な法的保護を確保するため、包括的な差別禁止法を採択する；**

(b) **障害を理由とする差別、および年齢、ジェンダー、人種、民族、性自認、性的指向、その他の地位など他の理由と障害と交差する差別の複合的・交差的形態を認識し、それらの差別を撤廃するための戦略を採用する；**

(c) **障害のある人を代表する組織を通じて障害のある人と緊密に協議し、および障害のある人の積極的な関与により、合理的配慮の提供をすべての関連する法律および政策に盛り込み、それを求める申請者と配慮について交渉する義務、および救済へのアクセスを確保する義務を含め、実施の手続きおよび基準を採択すること。**

 障害のある女性（第6条）

13. 委員会は懸念をもって留意する：

 (a) 障害関連の法律や政策にジェンダーの視点が欠けていること、およびジェンダー関連の法律や政策に障害の視点が欠けていることが、障害のある女性と少女へのさらなる差別、疎外、排除につながっている；

 (b) 障害のある人に関する活動の計画と実施において、障害の人権に基づくモデルによるジェンダーに配慮した予算編成がなされていないこと；

 (c) 国内法の枠組みが、障害のある女性と少女に対する交差的差別を明確に取り上げていないこと、また、適切な政策対応を目的とした、障害のある女性と少女が直面する複合的・交差的差別に関するデータや調査が行われていないこと；

 (d) 障害のある女性がジェンダー平等全国委員会に不在であること、また雇用、公的・政治的生活、意思決定、司法において障害のある女性のためのエンパワーメント・プログラムが全体的に欠如しているという事実。

14. **委員会は、一般的意見第3号（2016年）および持続可能な開発目標の目標5を想起し、締約国に勧告する：**

(a) **すべてのジェンダー法、特にジェンダー平等法において、障害のある女性および少女の権利を主流化すること。障害に関する政策とプログラムにジェンダー視点を主流化すること。ジェンダーおよび障害関連の政策およびプログラムの設計および実施において、障害のある女性および少女を代表する組織を通じて障害のある女性および少女との緊密な協議と積極的な関与を確保する；**

(b) **一般的な障害問題に関連するプログラムや活動が、ジェンダー平等の視点に基づいて計画され、予算化されることを確保するための措置をとる；**

(c) **障害のある女性および少女に対する差別の複合的かつ交差的な形態を法律で認識し、データと調査結果に基づき、ジェンダーの視点と交差性を反映した具体的な法律と戦略を採用する；**

(d) **すべての公的意思決定プロセスへの関与とともに、生活のあらゆる領域における障害のある女性と少女のエンパワーメントと完全な包摂の達成を目指す措置を採用する。締約国は、障害のある女性が、国会、ジェンダー平等全国委員会、政府機関、司法を含む政治生活において、意思決定の役割を担うことを確保するための措置を実施すべきである。**

 障害のある子ども（第7条）

15. 委員会は、障害のある子どもに関するあらゆる事柄について、彼らが意見を表明できる協議の仕組みがないことを懸念をもって観察する。

16. **子どもの権利委員会と本委員会の、障害のある子どもの権利に関する共同声明（2022年）を参照し、委員会は、締約国に対し、障害のある子どもが、自分に影響を及ぼすすべての事柄について、自分の意見を形成し、自由に表明できること、また、これらの意見が、他の子どもと平等に、子どもの年齢と成熟度に従って、正当な重みを与えられることを確保するために、障害のある子どもの発達する能力を尊重するメカニズムを確立し、年齢に応じた援助を確保するための措置を策定することを勧告する。**

 意識の向上（第8条）

17. 委員会は、障害のある人、特に障害のある女性や子ども、知的障害のある人、精神障害のある人に対する差別的な態度、スティグマ、否定的な固定観念、偏見が根強く残っていることに関連して、一般市民、公務員、メディアを対象とした、障害の人権に基づくモデルやその他の障害問題に関する啓発キャンペーンやイニシアティブが欠如していることを懸念する。また、障害のある人の効果的な参加を組み込んだ、障害のある人の権利に関する意識を高めるための長期的な戦略が存在しないことを懸念する。

18. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **障害のある人に対する認識を高め、偏見と闘うために、障害者団体と緊密に協議し、障害者団体の積極的な関与のもとに、包括的な国家戦略を採択し、その影響を監視する；**

(b) **すべての障害のある人の尊厳、能力および貢献を尊重することを促進するために、すべての教育レベルにおいて、また政策立案者、司法当局、法執行当局、メディア、政治家、教育者、障害のある人とともに、また障害のある人のために働く専門職、および一般市民に対して、障害の人権に基づくモデルおよび障害のある人の権利に関する定期的な研修および啓発モジュールを、すべての利用しやすい形式で、障害のある人の積極的な関与のもとに導入すること。さらに、委員会は、締約国に対し、障害者団体と協力して、障害の人権に基づくモデルの理解と実施について、一般市民だけでなく、すべての公共部門の職員を対象とした研修事業を開発し、実施するよう奨励する。**

 アクセシビリティ（第9条）

19. 委員会は懸念をもって留意する：

 (a) 障害者団体によって2019年に提唱された、バリアフリー環境とアクセシビリティに関する具体的な法整備が進んでいないこと；

 (b)　2023年にモンゴル手話言語法を作成するための作業部会が設置されたにもかかわらず、モンゴル手話言語法を制定し、教育科学大臣命令A/251号を実施するための国家手話言語政策とガイドラインを策定するための具体的な行動計画と期限がない；

 (c) 都市部でも農村部でも、物理的環境、交通、情報通信（情報通信技術およびシステムを含む）、公衆に開放または提供されるその他の施設およびサービスへの障害のある人のアクセスを、他の人と平等に確保するための適切な措置が欠如していること；

 (d) 警察と保健制度におけるアクセシビリティを確保するメカニズムの欠如；

 (e） e-モンゴルのウェブサイトなど、サービスのデジタル化における最近の進展にもかかわらず、障害のある人の情報通信へのアクセスを妨げているデジタル環境の障壁。

20. **委員会は、一般的意見第2号（2014年）および持続可能な開発目標の目標9ならびにターゲット11.2および11.7を想起し、締約国に勧告する：**

(a) **多様な障害のある人やその代表組織を通じて彼らと緊密に協議し、その積極的な関与のもとに、バリアフリー環境とアクセシビリティに関する具体的な法律を採択し、そこに包括的で法的拘束力のあるアクセシビリティ基準を盛り込む；**

(b) **手話言語に関する法律を採択し、教育科学大臣命令A/251号を実施し、国家手話言語政策およびガイドラインを策定するための、明確な予算、目標設定、期日の設定を伴う具体的な行動計画を策定する；**

(c) **障害のある人が、都市部においても地方においても、他の者と平等に、物理的環境、交通、情報通信技術およびシステムを含む情報通信、ならびに公衆に公開されまたは提供されるその他の施設およびサービスにアクセスするための適切な措置を採用する；**

(d) **警察手続きおよび保健制度におけるアクセシビリティを確保するためのメカニズムおよびガイドラインを採用する；**

(e) **すべての障害のある人、特に視覚障害のある人のために、教育機関でも家庭でも、そして公共および民間のウェブサイトやモバイルアプリケーションでも、デジタル技術への普遍的なアクセスを確保する。**

 危険な状況および人道的緊急事態（第11条）

21. 委員会は次のことを懸念している：

 (a) 災害保護に関する法律、自然災害のリスクを減少させるための行動計画、災害時の戦略、国家危機管理庁の緊急事態を知らせる指示には、危険な状況や人道的緊急事態における障害のある人の支援やサポートに関する具体的な規定が含まれておらず、手話言語やわかりやすい版（Easy Read）の使用を含むアクセシビリティに関する規定が欠如しているという事実；

 (b) 仙台防災枠組2015-2030および気候変動対応の実施や、アジア太平洋地域の障害のある人のための「権利の実現」のための仁川戦略の目標7への、障害のある人およびその代表組織の、国レベルおよび報告プロセスにおける関与の低さ。

22. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **危険な状況や人道的緊急事態に関連する国内法を見直し、障害のある人の保護に関する規定を含める改正を行い、すべての障害のある人、特に障害のある女性や子ども、精神障害のある人、知的障害のある人、感覚障害のある人のために、手話言語通訳やわかりやすい版を含む、インクルーシブで利用しやすい災害リスク軽減計画を採用する；**

(b) **国レベルおよび地方レベルにおいて、またプロセスのあらゆる段階において、全ての災害リスク軽減および気候変動対応計画の設計及び実施について、障害のある人の代表組織を通じて障害のある人と緊密に協議し、仙台防災枠組2015-2030、アジア太平洋地域の障害のある人の「権利を実現する」ための仁川戦略、並びに持続可能な開発目標の目標11および13に従って、包括的な戦略を採択する。**

23. 委員会は、障害のある人、特に施設に入所中の障害のある人が、コロナウイルス感染症（COVID-19）の大流行によって不釣り合いな影響を受けていること、緊急時の情報や機器へのアクセスを得る上で依然として障壁に直面していることを懸念する。

24. **委員会は、締約国に対し、国連人権高等弁務官事務所が作成したCOVID-19パンデミックに対する障害のある人へのインクルーシブな対応に関する指針と政策説明に従うよう勧告する：**

(a) **ワクチンや遠隔医療への平等なアクセスの確保を含め、COVID-19の復興計画において****障害を主流化すること、また、パンデミックの悪影響に取り組むためのその他の経済的・社会的プログラムに関しても、障害を主流化すること；**

(b)**委員会の一般的意見第5号（2017年）および緊急時を含む脱施設化ガイドライン（2022年）に沿って、緊急時を含め、施設で生活する障害のある人を脱施設化し、地域社会で生活するための適切な支援を提供するための措置を採択すること；**

(c) **COVID-19復興計画の策定と実施のすべての段階で、障害のある人とその代表組織を積極的に関与させる；**

(d) **危険な状況や人道的緊急事態において、すべての障害のある人がアクセシブルな形式で必要な情報を受け取れるようにする。**

 法の下の平等な承認（第12条）

25. 委員会は、民法の下で、精神障害および／または知的障害に基づいて障害のある人の法的能力を制限する後見制度および代理意思決定制度の廃止が進んでいないこと、およびこの制度を支援付き意思決定制度に完全に置き換えるための時間枠がないことに引き続き懸念を抱いている。委員会はまた、障害のある人とその家族の理解を深めるために、支援付き意思決定に関する情報がアクセシブルな形式で提供されていないことを懸念している。

26. **委員会は、前回の勧告**[[5]](#footnote-5)**を繰り返し、一般的意見第1号（2014年）に沿って、締約国に勧告する：**

(a) **後見制度や保護者制度（guardianships and wardships）を含む代理意思決定制度に関するすべての差別的な法的規定を撤廃し、個別的な支援の提供を確保し、障害のある人の自律、意思および選好を尊重する支援付き意思決定制度とする；**

(b)　**障害のある人の法的能力の承認と支援付き意思決定システムのメカニズムに関する、改革プロセスと関係職員の研修に関して、****障害のある人の代表団体を通じた障害のある人の効果的で独立した参加を確保する；**

(c) **支援付き意思決定とは何かについての情報を、点字、手話言語、わかりやすい版などの利用しやすい形式で作成し、障害のある人とその家族に配布する。**

 司法へのアクセス（第13条）

27. 委員会は懸念している：

 (a) 司法へのアクセスに関して、特に知的障害のある人、精神障害のある人、聴覚障害のある人への手続き的配慮の欠如、法的手続きにおけるアクセシブルな情報とコミュニケーションの欠如、建物やトイレの利用しにくさなどのために障害者が直面する障壁が依然として存在すること；

 (b) 司法および司法部門の専門職、政策立案者および国会議員、医療・保健・社会福祉従事者、その他司法制度に携わるすべての専門職に対する、障害のある人の人権に関する能力開発プログラムの欠如。

28. **委員会は、前回の勧告**[[6]](#footnote-6)**を紹介し、障害のある人の権利に関する特別報告者によって作成され2020年に委員会によって承認された「障害のある人の司法アクセスに関する国際原則およびガイドライン」、および持続可能な開発目標のターゲット16.3を想起し、締約国に勧告する：**

(a) **条約に従い、障害のある人の司法へのアクセスに関する行動計画を採択するとともに、司法手続のあらゆる段階における障害のある人の効果的参加へのあらゆる障壁を撤廃するために必要な立法上、行政上および司法上の措置を採択する；**

(b) **点字、手話言語、****わかりやすい版、音声・ビデオの文字変換（audio and video transcription）など、法的手続の全体を通じて使用するための代替・補強的情報通信手段を開発し、ユニバーサルデザインの原則を適用し、建物やトイレを含むすべての司法施設への物理的アクセス、アクセシブルな交通手段を確保するための行動計画を採択する；**

(c) **裁判官、その他の司法関係者、行政専門職、その他の関連する政府職員に対し、条約の規定、障害の人権に基づくモデル、および国内法でのその実施に関する専門能力開発プログラムを強化する。**

 身体の自由と安全（第14条）

29. 委員会は、障害のある人、特に知的障害のある人および精神障害のある人が、機能障害および自身または他者への危険のおそれを理由に、依然として自由の剥奪にさらされていることを懸念している。

30. **委員会は、障害のある人の自由と安全の権利に関するガイドライン（2015年）および障害のある人の権利に関する特別報告者によって出された勧告を想起し、締約国に勧告する：**

(a) **障害のある人の非自発的入院を、自由剥奪にあたる機能障害を理由とする差別と認識し、****健康法および****精神保健法の、機能障害および自他への危険を理由とする非自発的な自由の剥奪を認める規定を含む、すべての関連する立法規定を廃止する；**

(b) **自由の剥奪に関連するすべての手続きにおいて、障害のある人のための手続き的配慮を確保する法律を導入する；**

(c) **知的障害のある人および精神障害のある人が、恣意的かつ強制的な処遇、特に監禁につながる処遇を受けないことを確保するための監視メカニズムを確立する。**

 拷問または残虐な、非人道的な、もしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰からの自由（第15条）

31. 委員会は、障害のある人の権利に関する法律が、拷問または残虐な、非人道的な、もしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰から障害のある人を保護するメカニズムを規定していないことを懸念する。また、特に知的障害のある人および精神障害のある人について、様々な環境において、隔離、精神的（psychical）拘束、化学的拘束、機械的拘束、恣意的な扱い、その他の形態の不当な扱いが行われ続けていることを懸念する。

32. **委員会は、締約国に対し、身体的（physical）、化学的、機械的な拘束と強制的な薬物使用を直ちに中止するよう勧告する、そして：**

(a) **司法、教育、保健、心理社会的および高齢者ケア施設を含むすべての環境において、拷問および残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取り扱いや刑罰からすべての障害のある人を保護するために必要な措置を採用すること。またそのプロセスで、障害のある人の団体と緊密に協議し、積極的に関与することを勧告する；**

(b) **すべての障害のある人が苦情申し立て手続を利用できるようにし、障害のある人に対する拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰に相当するおそれのある行為の加害者を調査し、相応の制裁を科す。**

搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）

33. 委員会は懸念をもって留意する：

 (a) 人身売買、暴力、虐待を含む搾取から障害のある人を保護するための措置に関しての、一般住民、特に障害のある人の間での認識の欠如、および、家庭、学校、職場を含むあらゆる環境における、障害のある人に対するあらゆる形態の搾取、暴力、虐待に対する包括的な戦略の欠如；

 (b) あらゆる形態の暴力、搾取、虐待から障害のある人、特にすべての女性および少女、特に知的障害のある女性および少女、精神障害のある女性および少女を保護するための具体的措置が欠如していること；

 (c) 障害のある人にかかわる職員、支援者および家族、保健所の職員、そして法執行官に対するあらゆる形態の搾取、暴力、虐待を理解するための訓練が不十分であること。

34. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **人身売買を含む搾取、暴力および虐待から障害のある人を保護するための措置に関する認識を高めるために必要なあらゆる措置を講じること；障害のある人、特に精神障害のある人、知的障害のある人および施設に収容されている人への搾取、暴力および虐待を防止するための包括的戦略を採用すること；障害のある人がどう被害を回避し、認識し、報告するかについての情報を持てるようにすること；ならびに搾取、暴力または虐待の被害者となった障害のある人が独立した苦情申し立てメカニズムおよび賠償やリハビリテーションを含む補償などの適切な救済を利用できるようにすること；**

(b) **家庭内外の障害のある人をあらゆる形態の搾取、暴力および虐待から保護し、ジェンダーに基づく暴力の被害者である障害のある女性および少女のための支援センターおよび緊急シェルターを含むサービスがアクセシブルで、必要な支援が提供されることを確保するために、適切な立法的、行政的、社会的、教育的およびその他の措置を採択する；**

(c) **障害のある人の家族、支援者、医療専門職、法執行官に対し、あらゆる形態の搾取、暴力、虐待を理解し、暴力の被害者となった障害のある人とよりよくコミュニケーションをとり、協力できるようにするための継続的な研修を提供する。**

 個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

35. 委員会は、「遺伝性の精神的または知的障害のある人、または精神的もしくは知的障害のある人の受胎を防止する」ための措置が、彼女たちのインフォームド・コンセントなしに、法律上（健康法第37条b）および実際上、存続していることに引き続き懸念を抱いている。委員会はまた、健康法第9条2が、「精神障害」のある女性に対する、その女性や少女の自由意思に基づくインフォームド・コンセントなしに実施される、中絶を認めていることを懸念している。

36. **委員会は、前回の勧告**[[7]](#footnote-7)**を再確認し、締約国に対し、「健康法」および関連する条例や規則のうち、性と生殖の権利を制限し、障害のある女性、特に精神障害のある女性、知的障害のある女性、施設に入所している女性に対する強制不妊手術や人工妊娠中絶を認める立法規定を撤廃するよう求める。また、締約国に対し、明示的な禁止にもかかわらず継続的に発生しているあらゆる事例を特定、調査、追跡調査し、そのような事例の際に完全な救済を提供するためのメカニズムを確立し、強制不妊手術に対する保護を提供するための措置をとることを勧告する。**

 移動の自由と国籍（第18条）

37. 委員会は、移動の自由を保障する市民権法の規定にもかかわらず、旅行と出入国に関する法律の規定が、精神障害のある人と知的障害のある人の旅行と出入国を制限していることを懸念している。

38. **委員会は、締約国に対し、その規定を条約と調和させるため、「旅行および出入国に関する法律」および「外国人の法的地位に関する法律」を改正するよう勧告する。**

 自立した生活と地域社会への包摂（第19条）

39. 委員会は懸念をもって観察する：

 (a) 障害のある人が継続的に施設に収容されていること；障害のある人を地域社会に包摂し、パーソナルアシスタンスを含む必要な支援サービスを提供するための予算その他の措置を含む努力がなされていないこと；また、障害のある人が自立して生活し、地域社会に包摂される権利、どこで誰と一緒に生活するかを選択する権利、特定の生活環境で生活することを義務付けられない権利に対する社会および公的機関の認識が欠如していること；

 (b) 既存の居住施設に収容されている障害のある女性や子どもを含む障害のある人のための脱施設化戦略の不在；住宅の費用をまかなえない障害のある人、特に知的障害のある人や精神障害のある人のための地域移行プログラム（resettlement programmes）の欠如；

 (c) 障害者自立生活センターのユニバーサルな進歩プログラムの下で、パーソナルアシスタントを養成するための一定の進展があり、パーソナルアシスタントの賃金が若干引き上げられたにもかかわらず、現在のパーソナルアシスタントの賃金は依然として低く、地域社会で自立して生活するための個別の支援やパーソナルアシスタントが不足している。

40. **委員会は、一般的意見第5号（2017年）および緊急時を含む脱施設化ガイドラインを想起し、締約国に勧告する：**

 **(a)　障害のある人の代表組織を通じて障害のある人と緊密に協議し、障害のある人の積極的な関与のもとに、障害のある人の脱施設化に関する国家戦略を策定すること。そしてそれが条約に沿ったものであり、かつ障害のある人の生活形態に関する選択の権利と自己決定権、特定の生活形態で生活することを義務付けられない権利、および地域社会からの隔離ではない地域社会への包摂の価値についての理解を促進するための十分な予算その他の措置および啓発活動を、その戦略に含めること；**

 **(b) 自立した生活と地域社会への参加を可能にすることを目的とした、地域に根ざしたサービスの利用可能性を高める；**

(c) **障害のある人が地域社会で自立して生活するための****パーソナルアシスタントの訓練と支援・サービスを強化し、パーソナルアシスタントの賃金を引き上げる。**

 個人の移動（第20条）

41. 委員会は、特に農村部や遠隔地において、質の高い手頃な価格の移動装置や機器へのアクセスの欠如を含め、障害のある人の個人的な移動を確保するために取られた措置の進展の欠如に引き続き懸念を抱いている。

42. **委員会は、前回の勧告**[[8]](#footnote-8)**を再確認し、締約国に対し、補助機器のリスト（条例第363/2021号）を見直し、質の高い補助器具、技術およびサービスに関する規則を策定し、国内および国際協力の支援を受けて、必要な質の高い移動補助器具、機器および補助技術へのアクセスを、特に農村部および遠隔地において、無料または手ごろな価格で容易にすること、およびその他の適切な措置を採用するよう勧告する。**

 表現と意見の自由、情報へのアクセス（第21条）

43. 委員会は、公共および民間のメディア、特に公共情報を提供するウェブサイトにおいて、わかりやすい版、平易な言語、字幕、手話言語、点字、音声ガイド、触覚、補強および代替コミュニケーション手段など、アクセシブルな形式での情報および情報通信技術の提供が不十分であることを懸念する。また、カザフ族およびトゥバ族の少数民族に属する障害のある人を含む障害のある人が情報通信技術にアクセスできないことを懸念する。さらに、国営および民間の放送チャンネルにおける手話言語通訳がニュース番組に限られていることも懸念される。

44. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **点字、盲ろう通訳、手話言語、わかりやすい版、平易な言語、音声説明、字幕（captioning and subtitles）などの利用しやすいコミュニケーション様式で、テレビ、メディア・サービス、直通電話、ウェブサイトを含むすべての公共情報が、すべての障害のある人にとって利用しやすいことを、その開発、促進、利用のために十分な資金を割り当てることによって確保し、カザフおよびトゥバの少数民族に属する人を含め、障害のある人の多様性に適した情報通信技術へのアクセスを確保する；**

(b) **手話言語通訳、字幕、音声記述を通じて、障害のある人にとってアクセシブルで使いやすいフォーマットで、公共および民間の放送サービスや視聴覚コンテンツへのアクセスを確保する。**

 家庭と家族の尊重（第23条）

45. 委員会は次のことを懸念している：

 (a) 家族法が、家族、親権、人間関係に関して、後見人の下に置かれた知的障害のある人と精神障害のある人の権利を制限しているという事実；

 (b) 障害のある子どもの親や障害のある親が親の責任を果たすための十分なサポートがないこと、特に重度の麻痺のある子どもや嚥下障害のある子どもなど、高度なサポートを必要とする障害のある子どもへのサポートが不十分であること。

46. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **障害のある女性、知的障害のある人、精神障害のある人を含む障害のある人が、他の人と平等に結婚し、家庭を築き、親としての責任を果たす権利を明確に認めるよう、法律を改正する；**

(b) **障害のある人が親権を行使することを妨げている法規制を撤廃し、障害のある人の家族、特に重度の麻痺のある子どもや嚥下障害のある子どもなど、高度の支援を必要とする障害のある子どもが家庭の中で子どもを育てるための効果的な支援を確保するための立法措置および政策措置を採用する。**

 教育（第24条）

47. 委員会は次のことを懸念している：

 (a) 締約国は特別教育制度を維持し、その結果多数の障害のある子どもが分離教育を受けている；

 (b) 特に農村部や遠隔地の主流校では、手話言語通訳、合理的配慮、点字、大活字、わかりやすい版による利用しやすい教科書、個々のニーズに基づく障害のある生徒のための学習補助機器の不足など、インクルーシブ教育を支援する資源が不足している；

 (c) 障害児教育の訓練を受けた教員の数は依然として少なく、障害のある人が他の人と平等に、差別されることなく、一般の高等教育、職業訓練、成人教育、生涯学習にアクセスできるようにするための具体的な措置が欠如している。

48. **委員会は、一般的意見第4号（2016年）および持続可能な開発目標のターゲット4.5を想起し、締約国に勧告する：**

(a)**戦略および予算措置を伴う包括的なインクルーシブ教育政策を策定し、教育ニーズおよび必要な配慮の人権に基づく個別的評価を含め、すべての教育レベルの主流教育におけるインクルージョン文化を促進する。インクルーシブ教育に関する通常の教員および教員以外の教育職員に対する適切な研修を提供する；**

(b) **障害のある生徒に対し、インクルーシブなデジタル・アクセスなど、代替的でアクセシブルな形式の補助的な代償手段や学習教材、わかりやすい版、コミュニケーション補助具、支援機器、情報機器などの通信手段や方法を提供する；**

(c) **インクルーシブ教育に関する通常教育の教員および教員以外の教育職員の研修を確保し、障害に関する人権に基づくモデルについての認識を高め、障害のある人が他の者と差別されることなく、一般の高等教育、職業訓練、成人教育および生涯学習にアクセスできるようにする。**

健康（第25条）

49. 委員会は、特に農村部や遠隔地において、障害のある人、特に障害のある女性の、性と生殖に関する健康へのアクセスが制限されていることを引き続き懸念する。また委員会は、障害のある人が自由意思に基づくインフォームドコンセントの権利を行使することを確保するための進展が見られないことに引き続き懸念を抱いている。

50. **委員会は、条約第25条と持続可能な開発目標のターゲット3.7および3.8の関連性を考慮し、前回の勧告**[[9]](#footnote-9)**を再確認し、締約国に対し、特に農村部および遠隔地において、保健サービス、特に性と生殖に関する保健サービス、母子保健サービスへのすべての障害のある人のアクセスを確保するための措置をとるよう勧告する。委員会はまた、締約国に対し、機能障害の種類にかかわらず、すべての障害のある人が自由意思に基づくインフォームド・コンセントの権利を有することを確保するための措置をとるよう勧告する。**

 ハビリテーションとリハビリテーション（第26条）

51. 委員会は、障害のある子どものリハビリテーションのための開発センターと、6つの県に設立された6つの障害者開発センターが、ハビリテーションとリハビリテーションの医学モデルのみに焦点を当てていることを懸念している。

52. **委員会は、締約国に対し、障害の人権に基づくモデルを考慮して、ハビリテーションおよびリハビリテーション制度を拡大するための措置を講じ、すべての障害のある人が個々のニーズに基づいてこれらのサービスを利用できるようにすることを勧告する。**

 労働と雇用（第27条）

53. 委員会は懸念をもって次のことを指摘する：

 (a) 締約国は、障害のある人の労働および雇用へのアクセスを改善するために一定の努力を行っているが、障害のある人、特に障害のある女性、知的障害のある人および精神障害のある人は、開かれた労働市場および起業から継続的に排除されている；

 (b) 労働法に合理的配慮に関する法的規定があるにもかかわらず、すべての部門で一貫して認識・適用されていない。

54. **委員会は、一般的意見第8号（2022年）を想起し、締約国に対し、持続可能な開発目標のターゲット8.5にそって次のことを行うよう勧告する。**

(a) **開かれた労働市場への障害のある人の参加を排除または制限するすべての差別的な法律を撤廃し、すべての障害のある人、特に障害のある女性、知的障害のある人、精神障害のある人の働く権利を確保するための効果的な措置、ならびに特に募集、採用プロセス、合理的配慮、再教育、昇進、その他労働および雇用に関連する権利に関する差別と闘うための措置を採用する；**

(b) **労働法の実施を強化し、職場において合理的配慮を求める権利が官民の被雇用者に認められるようにする；**

(c) **施設を退所した障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、聴覚障害のある人を含む障害のある人が、特に募集、採用プロセス、合理的配慮、再教育、昇進、起業、その他労働および雇用の権利に関して、開かれた労働市場における労働および雇用、ならびにインクルーシブな職場環境へのアクセスを確保するための措置を強化する 。**

 相当な生活水準と社会的保障（第28条）

55. 委員会は懸念をもって留意する：

 (a) 障害のある人の所得と社会保障政策の下で支払われる障害手当と障害年金は、インフレ率と最低生活水準を考慮していないため、締約国の高い生活費を賄うには不十分である；

 (b) 障害のある人のために割り当てられた予算を伴う住宅計画がないこと。

56. **条約第28条と持続可能な開発目標のターゲット10.2の関連を想起し、委員会は締約国に勧告する：**

(a) **障害のある人の社会的保障と貧困削減の制度を強化し、インフレ率と最低生活水準を考慮し、障害のある人とその代表組織との緊密な協議と積極的な関与のもとに、障害手当の支給額を見直す；**

(b) **障害のある人のためのアクセシブルで手頃な価格の住宅プログラムを確立し、これらのプログラムに十分な予算を配分する。**

 政治的・公的生活への参加（第29条）

57. 委員会は次のことを懸念している：

 (a)　民法および選挙法は、障害のある人の政治的・公的生活への参加に関して、条約の規定と調和していない。また、ろう者、知的障害のある人、精神障害のある人、盲ろう者、障害のある女性を含む障害のある人の政治的・公的生活への参加が不十分であることを懸念する；

 (b) 投票所、投票手続き、施設、資料、また公開選挙討論会、選挙プログラム、オンラインまたは印刷された選挙資料を含む選挙に関する情報へのアクセスが欠如しており、これらすべてが障害のある人の効果的な政治参加を制限している。

58. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **民法および選挙法を、条約の規定と調和させるために改正し、ろう者、知的障害のある人、精神障害のある人、盲ろう者および障害のある女性を含む、十分に参加していない障害者グループの平等を確保し、選出された代表者としての参加を含む選挙への参加を促進するための具体的措置を導入し、選挙に立候補する障害のある人、特に少数政党の候補者を支援する；**

(b) **選挙および投票の手続き、施設、オンラインまたは印刷された選挙資料が、平易な言語およびわかりやすい版でアクセス可能であることを保証する。**

 文化生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加（第30条）

59. 委員会は、障害のある人が文化資料、テレビ番組、映画、演劇、その他の文化活動をアクセシブルな形式で利用できること、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス、スポーツサービスなど、文化的な公演やサービスのための場所へのアクセスを確保するための措置が欠如していることを懸念する。

60. **委員会は、締約国に勧告する：**

(a) **障害のある人が、アクセシブルな形式による文化資料、テレビ番組、映画、演劇その他の文化活動へのアクセス、および劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス、スポーツサービスなどの文化的な公演やサービスのための場所へのアクセスを享受できるようにするための措置を策定する；**

(b) **盲人、視覚障害のある人またはその他の刊行物の利用に障害のある人のための出版著作物へのアクセスを容易にするためのマラケシュ条約の効果的な実施を確保するための適切な措置を、その代表団体を通じた障害のある人との緊密な協議と積極的な関与により採択する；**

(c) **障害のある人、特に障害のある子どもが、文化生活、レクリエーション、余暇およびスポーツに他の人と平等に参加する権利を享受することを確保するための努力を強化する**。

 C. 特定の義務（第31～33条）

 統計とデータ収集（第31条）

61. 委員会は、障害のある人がその権利を行使する際に直面する障壁に関する分類されたデータの収集と公的報告のための一貫した措置が国レベルで欠如していることを懸念する。

62. **委員会は、****締約国に対し、「障害統計に関するワシントン・グループ」の障害に関する短い質問集と、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会の障害のある人の包摂とエンパワーメントに関する政策マーカーに導かれて、次のことを行うよう勧告する：**

 **(a)　障害のある人に関するデータを、年齢、性別、性的指向、性自認、人種、民族、所得、移住の有無、教育レベル、雇用状況、居住地別に収集するためのシステムおよび手順を、可能な限り速やかに開発すること。このシステムと手順は、秘密保持を確保し、障害のある人のプライバシーを尊重するものでなければならない；**

 **(b)　障害のある人の権利の実現に対する障壁を特定する目的で、障害のある人の権利に関する定期的な調査を実施するための資金を割り当てる。締約国は、障害のある人のインクルージョンを阻む障壁について定期的な調査を実施する能力を、市町村当局に育成するすべきである；**

 **(c)　障害のある人の権利を確保するための障害関連の政策や措置に役立たせるために、量的・質的の両面から、独立した参加型の調査を支援する。**

 国際協力（第32条）

63. 委員会は、国際的な開発プロジェクトが障害者インクルーシブであり、障害の人権モデルに基づいており、それらのプロジェクトの開発、実施、監視、評価のすべての段階において、障害のある人とその代表組織の緊密な協議と意味のある関与を保証する適切なメカニズムを欠いていることを懸念する。また、開発協力を通じて障害者団体を財政的に支援し、障害のある人の人権に関する国際会議や研修に参加できるようにするメカニズムがないことを懸念している。

64. **委員会は、締約国に対し、国際開発プロジェクトが障害者インクルーシブであり、障害の人権に基づくモデルをふまえていることを保証し、それらのプロジェクトの開発、実施、監視、評価のすべての段階において障害者団体の効果的な参加を保証する措置をとるよう勧告する。また、締約国に対し、開発協力を通じて障害者団体が障害のある人の人権に関する国際会議や研修に参加できるよう、財政的に支援する措置をとるよう勧告する。**

 国内での実施と監視（第33条）

65. 委員会は、モンゴル国内人権委員会の再認定の際、2021年に行われた国内人権機関世界連合の認定小委員会の勧告の実施において、明確で透明性のある参加型の選考・任命プロセスの確立への進展がないことを懸念をもって指摘する。

66. **委員会は、締約国に対し、国内人権機関世界連合の認定小委員会の勧告を実施し、モンゴル国内人権委員会が効果的かつ独立的に機能し、人権の保護と促進のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）を完全に遵守してその任務を遂行することを確保するために、明確で透明性のある参加型の選考・任命プロセスの確立を引き続き提唱し、モンゴル国内人権委員会の評議会の構成における多様性と多元性を強化するよう勧告する。**

67. 委員会は、締約国が、予算と障害のある人とその代表組織の効果的かつ独立した参加を伴う指定された機能を持つ、条約の実施のフォローアップと評価のための独立した監視メカニズムを指定していないことに懸念をもって留意する。

68. **委員会は、締約国に対し、独立した監視枠組みと委員会の活動へのその参加に関するガイドライン**[[10]](#footnote-10)**を念頭において、条約の実施を監視するための予算と指定された機能を持つ独立監視機構を設立するための行動をとるよう勧告する。**

69. 委員会は、省庁に小委員会、首都、地区、県に支部協議会を持つ障害者権利擁護全国協議会が設立されたにもかかわらず、障害のある人の権利を主流化するための中心連絡先が各省庁に不足していることを懸念している。

70. **委員会は、締約国に対し、障害のある人の権利がすべての政策およびプログラムにおいて主流化されることを確保するための任務を遂行するために十分な権限、人的資源および予算配分を有する政府内の1つまたは複数の連絡先を明確に指定するよう勧告する。**

 IV. フォローアップ

 情報の普及

71. **委員会は、本****総括所見に含まれるすべての勧告の重要性を強調する。とらなければならない緊急措置に関して、委員会は、一般原則と義務に関するパラグラフ6、8、10、平等と非差別に関するパラグラフ12、国内での実施と監視に関するパラグラフ66、68、70に含まれる勧告に締約国の注意を喚起したい。**

72. **委員会は、締約国に対し、本総括所見に含まれる勧告を実施するよう要請する。委員会は、締約国に対し、政府および国会のメンバー、関連省庁の職員、地方自治体、教育、医療、法律の専門職など関連する専門職グループのメンバー、ならびにメディアに対し、最新の社会的コミュニケーション戦略を用いて、検討および行動のために本総括所見を伝達するよう勧告する。**

73. **委員会は、締約国に対し、その定期報告の作成に市民社会団体、特に障害者団体を参加させることを強く奨励する。**

74. **委員会は、締約国に対し、本総括所見を、非政府組織および障害者団体、障害のある本人およびその家族に、手話言語を含む国語および少数言語で、わかりやすい版を含むアクセシブルな形式で、広く普及させ、人権に関する政府のウェブサイトで利用できるようにすることを要請する。**

 次回定期報告

75. **締約国は、簡易報告手続きの下で報告することを選択した。委員会は、報告前質問事項を作成する。また締約国に対し、この質問事項の受領後1年以内に回答を提出するよう要請する。2031年6月13日までに提出される予定の締約国の回答は、第4回から第6回までの報告を構成する。**

(翻訳：佐藤久夫、法政大学佐野ゼミ有志)

1. \* 第 29 回委員会（2023 年 8 月 14 日～9 月 8 日）で採択。 [↑](#footnote-ref-1)
2. [CRCPD/C/MNG/2-3](http://undocs.org/en/CRPD/C/MNG/2-3)。 [↑](#footnote-ref-2)
3. [CRPD/C/SR.658](http://undocs.org/en/CRPD/C/SR.658)および[CRPD/C/SR.659](http://undocs.org/en/CRPD/C/SR.659)参照。 [↑](#footnote-ref-3)
4. [CRPD/C/MNG/QPR/2-3](http://undocs.org/en/CRPD/C/MNG/QPR/2-3)。 [↑](#footnote-ref-4)
5. [CRPD/C/MNG/CO/1](http://undocs.org/en/CRPD/C/MNG/CO/1)、パラ21。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 同、パラ23。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 同、パラ29 [↑](#footnote-ref-7)
8. 同、パラ33 [↑](#footnote-ref-8)
9. 同、パラ39 [↑](#footnote-ref-9)
10. [CRPD/C/1/Rev.1](http://undocs.org/en/CRPD/C/1/Rev.1)、附属書。 [↑](#footnote-ref-10)